

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 極楽湯ホールディングス	コード	2340
提出日	2025/6/18	異動(予定)日	2025/6/27
独立役員届出書の提出理由	剣持俊幸氏について新たに独立役員に指定するため届け出るものです。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	上野 建太郎	社外取締役	○														○		有
2	鈴木 陽子	社外監査役	○														○		有
3	小林 豪	社外取締役	○														○		有
4	剣持 俊幸	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		上野建太郎氏は、これまでにメーカーで培ったマーケティング、プロモーションの豊富な経験と日本食の海外展開等で培った幅広い見識を活かし、当社経営に関する提言や助言を行っていただくことが期待できることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、当社が株式を上場する東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員に指定しております。
2		鈴木陽子氏は、経営者として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に選任しております。また、当社が株式を上場する東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員に指定しております。
3		小林豪氏は、当社が今まで専門としていなかった宿泊に関わる分野における、幅広い知識や経験を有することから、当社の既存事業における経営提言はもちろんのこと、新規事業の展開を検討する際に助言を行っていただくことが期待できることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、当社が株式を上場する東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員に指定しております。
4		剣持俊幸氏は、事業開発における豊富な経験と専門知識を有し、グローバルな視点から企業のリスク管理や経営の透明性向上に貢献できると判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。また、当社が株式を上場する東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員に指定いたします。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。